

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○牧原委員長 次に、日吉雄太君。

○日吉委員 自由党の日吉雄太でございます。

早速、時間もありませんので質問に入らせていただきます。

本日は、行政不服審査法に基づく辺野古の公有水面埋立承認撤回処分執行停止に関して質問をさせていただきます。

まず、総務省にお伺いいたします。

行政不服審査法の第一条二項と第七条二項にある処分という言葉がございますが、この処分の言葉の範囲についてお伺いしたいと思います。

第七条では、国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関に対する処分で、これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の相手方となるものについてはこの法律の規定は適用しないとありますが、ここで言う処分というの、一般私人の立場であるか、固有の資格によるかというものと、権利義務に効果を及ぼすものと及ぼさないケースがある、こういう考え

方をパラレルに考えた上で四通りのパターンがあるというふうに理解をしております。

その一方で、第一条二項の処分とは、一般私人であり、そして権利義務に効果を及ぼすケースを限定して言っている、このように理解しておりますが、この処分の適用範囲についての違いについてお答えください。

○吉開政府参考人 お答え申し上げます。

行政不服審査法の第一条二項の処分と七条二項の処分の範囲についてという御質問だと承知しております。

御指摘いただきました行政不服審査法第一条第二項に規定する処分につきましては、行政事件訴訟法第三条第二項に規定する取消し訴訟の対象となる処分と同義であって、同項の処分につきましては、国民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼすものとするというのが最高裁の判例でございます。

一方、行政不服審査法第七条第二項は、行政機関相互間でされる処分に係る適用関係について確認的に規定するものでありまして、同項における処分には、行政機関の間に、特有な関係において行政権限の行使に効果を及ぼすにすぎないものであって、したがって、国民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼすものという意味での処分に該当しないものも含まれております。

したがって、第七条二項の処分は、これらも含めた第一条第二項の処分よりも広い意味で用いられるものと解しております。

○日吉委員 今お答えいただきましたように、七

条二項では、この処分というのは広い範囲で想定されているということでございます。

もう一度確認をさせていただきたいんですけども、七条二項における処分の範囲において権利義務の効果に影響を及ぼすものであれば、それは一般私人の立場であっても、固有の資格であっても、どちらでもこういう効果を及ぼすケースがあるという理解ですが、それでよろしいでしょうか。

○吉開政府参考人 七条二項は、行政機関が、一般私人や事業者と同じ、同様の立場には立ち得ない立場で受ける処分でございますので、一般国民と同じということではなく、あくまで固有の資格ということ、一般私人や事業者が立ち得ない立場で受ける処分のことを除いているということでございます。

○日吉委員 もう一度確認ですけれども、概念として、国民の権利義務に効果を及ぼすケースにおいて、それは、一般私人の立場であることが固有の資格であることが、そういう権利義務に効果を及ぼすということはあるかどうか、これについてお伺いいたします。

○吉開政府参考人 お答え申し上げます。

あくまで一般論として申し上げますけれども、行政不服審査法第一条第二項の処分に当たるか否かというの、国民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼすものか否かという観点から判断するものでございまして、これは、行政事件訴訟法第三条二項の処分に係る最高裁判例のとおりでございます。

行政不服審査法七条二項の固有の資格に当たる

か否かは、一般の私人や事業者と同様の立場で受けたものであるか否かという観点から判断いたします。

しかしながら、権利義務に直接具体的な効果を及ぼすものと判断される処分につきましては、その名宛て人が国の機関や地方公共団体であっても、一般私人と同様の立場で受ける処分と言えることから、行政不服審査法第七条二項の固有の資格に当たらない、そういうことについて、これを否定すべき理由はないということをごいまして、行政不服審査法の趣旨、目的にも沿ったものと考えているところでございます。

○日吉委員 今の御答弁を申し上げますと、やはり、一般私人の立場の場合と固有の資格であるうが、どちらでも権利義務を確定するケースはあるというふうに理解をいたしました。

その場合に、今度、国土交通省さんにお伺いしますけれども、国土交通省さんは、この昭和三十九年の判例を用いまして、権利義務の効果を及ぼすということから、行政不服審査法第一条二項に規定する処分に該当するというふうに言っておりますけれども、この判例、三十九年の判例において、ここで、一般私人の立場であるのか、それとも固有の資格であるのかというふうな検討は、この判例でされていましてよろしいでしょうか。

○林政府参考人 お答えをいたします。

国の機関につきましては、行政不服審査法第二条の処分を受けた、こういうことが言える場合には、一般私人と同様に審査請求をすることができると解しておりますので、ここで言う処分につきま

しては、先ほど総務省の答弁にもありましたように、昭和三十九年の最高裁判決におきまして、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものとされております。

この点、前回の辺野古の埋立てに関する承認の取消しの違法性が判断されました平成二十八年の最高裁判決におきましては、承認の取消しが行政不服審査法第二条の処分に当たると踏まえた判断を行っております。

その点、今回の承認の撤回につきましても、沖縄防衛局が埋立てを適法になし得る地位を失わせるという点におきまして承認の取消しと同じであるということ前提に、まさに行政不服審査法第二条の処分、すなわち、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するものに当たるといふふうに判断をいたしました。

このようなことから、沖縄防衛局は、行政不服審査法第二条の処分を受けた者に当たり、行政不服審査法第七条第二項に規定する固有の資格、すなわち一般私人が立ち得ないような立場によって撤回を受けたものではないと認めて、審査請求をすることができると判断をいたしました。

○日吉委員 私の質問は、判例の中に、固有の資格か、それとも一般私人の立場なのかという検討が行われていないですねということを確認したかったんですけども、実際、読んでいただければ、そういった言葉は出てこないというのは、これは事実だと思います。

それを踏まえた上で、菅官房長官にお伺いをしたいんですけども、この権利義務に効果を及ぼ

すか、及ぼす場合といっても、それは固有の資格であれ、一般私人の立場であれ、あり得ることだと思っておりますけれども、その中で、この裁判の判例ではそこについての言及がない。ないにもかかわらず、一般私人というふうな判断をしています。これは間違った判断ではないかと思っておりますが、菅官房長官の御見解をお願いいたします。

○菅国務大臣 個別法令の解釈については、所管省庁にお尋ねをいただきたいというふうに思います。

いずれにしろ、今回、沖縄防衛局が行った審査請求及び執行停止の申立てについては、公有水面埋立法の所管大臣たる国土交通大臣により、先般、法令にのっとり執行停止の決定が行われたものというふうに承知をいたしております。

これは、法治国家として、関係法令にのっとり必要な法的手続が行われた、このように承知をしておりますので、尊重すべきと考えます。

○日吉委員 時間が来ましたので終わりますが、最後に、この判例では一般私人の立場なのか固有の資格なのかといったことを検討されないまま、一般私人の立場で判断をしている、これは誤った判断であるということを上申して、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。